



for Refugees

Japan Association for Refugees

難民支援協会 (JAR) ニュースレター Vol. 22 Mar. 2021

Contents

- コロナ禍の冬を乗り越えるために
- この冬の支援/冬の支援の現場から
- 難民の保護や処遇の悪化につながる入管法改正案を閣議決定 ...ほか

COVER STORY

コロナ禍の冬を乗り越えるために～故郷の食材で少しでも温かく～



この冬は、厳しい寒さの中、新型コロナウイルス感染拡大の勢いが続き、1月には再び緊急事態宣言が発令されました。日本に逃れてきた難民の方々にとっても初めての経験となったコロナ禍の冬、どのように過ごしたのでしょうか。

感染拡大が始まる以前の2019年来日した方々からは、コロナ禍で外出する機会が少なく、故郷では家族と過ごしていたクリスマスや年末の集まりもなかったため、「冬の間、人と接することはほとんどなかった」「自分は孤立している」といった、寂しさや孤独を感じている声が多く聞こえてきました。JARの支援を受けながら難民申請をし、その後就労資格を得られても、短期か週2-3日程度の求人機会がほとんどで、生計を維持するために必要な長期的なフルタイムの職には多くの方が就けていません。難民の方々の就職活動は例年より明らかに厳しくなっており、両手では数えきれないほど繰り返し求人に応募しても、面接の機会を得られることはほとんどありません。コロナ感染の不安とともに、経済的な困窮や難民申請の結果を待つ不安定な毎日が一層孤立感を際立たせ、経済的のみならず、心理的な負担がこれまで以上に増えています。

JARに相談に来る方の約7割がアフリカ出身ですが、厳しい日々の中で喜ばれているのが、JARからの支援物資に入れたアフリカ系の食材です。この冬は、孤立感を和らげるために例年開催しているサロン（皆で食事をしたり、アクティビティをする会）もコロナの影響で開催できなかったため、少しでも心が温かくなるような瞬間を感じてもらえたらと、日頃から提供している食品に加えて、ヤマイモなどの粉を練り餅状にして食べる「フフ

や、小麦粉から作る小さな粒状の pasta「クスクス」といったアフリカ系の食材もお渡しできるようにしました。

故郷の食材を渡すと、それまで暗い表情をしていた方がぱっと笑顔を見せてくれたり、「母国の料理を作れるのが嬉しい」と喜ばれます。コロナで外出も制限される中、せめて食べるものだけでも、食べたいもの、慣れ親しんだものを食べることで安心にもつながり、命をつなぐためだけでなく、心を潤すためにも重要なことだと支援現場では再認識しています。今後もそういったものを食べていただけるよう、できる限り工夫していきたいと考えています。アフリカ系食材については、難民の方にヒアリングを行い、エグシ（メロンのような野菜の種）やガリ（キャサバを加工した食品）といった、なかなか日本では調達が難しいものにもニーズがあるとわかり、提供するようになりました。また、食材は保存可能なものに偏ってしまいがちですが、栄養バランスが偏らないよう、野菜や果物、タンパク質を含む食材も提供できるよう栄養面にも配慮しています。

事務所で重い相談をした後でも、食料を渡す時には、調理方法や使う道具について難民の方からスタッフが教わるなど、自然と会話がはずみます。冬が終わってもまだ先行きが見えない厳しい状況が続きますが、こうしたひと時を挟みながら、難民の方々とともにこれからも歩んでいきます。

この冬の支援（期間：2020年12月1日～2021年2月28日）

昨年6月末以降、事務所を週4日開けて、JARを頼ってこられる方々への支援を継続してきました。今年の年明け早々に出された緊急事態宣言により、事務所の営業日数を週2日に減らしましたが、対面での支援が必要な難民の方々が事務所に来られる機会を維持するため、事務所は閉じずに継続しました。同時に、昨年以來実施している電話やオンラインを活用した相談対応や情報提供なども続け、難民の方々が感染するリスクを下げながら、必要な支援を届けられるよう取り組んできました。

難民の方々の心の支えともなるカウンセリングも、対面と電話やオンラインで継続して行っています。感染拡大は、これまで以上の就職難など難民の方々の生活にも大きな影響を与えていますが、コロナ禍以前から難民の方々が対峙している精神的にも経済的にも苦しい状況もまた変わらずにあり、「コロナまで心配する余裕さえない」という声も寄せられています。迫害のトラウマから日本に逃れてきた今でも毎晩悪夢にうなされているという方や、難民認定されずに收容されたり、母国へ送り返されるのではないかと不安で頭がいっぱいだという方など、難民の方々に特有の困難な状況も続いているのです。

生活支援では、食料や生活物資を事務所でお渡しする他に、コロナの感染状況から事務所に来られない方へは配送による提供を行っています。12月には切り詰めた生活の中ではなかなか購入することができない傘と水筒を、ホリデーギフトとしてラッピングしてお渡し（または配送）しました。年内最後の営業日に事務所に来た方は、帰り際にダンスで今年の感謝の気持ちを伝えてくださり、スタッフがむしろ励まされる思いでした。

昨年12月からは、事務所へ相談に来たくても来られない方がいるのではないかと、という懸念から、しばらく連絡のない難民の方々へ電話をかけて近況や支援のニーズを聞く取り組みを始めました。従来は事務所に相談に来る方への支援を基本としていましたが、コロナ禍で難民の方々も普段以上に外出を制限している中、私たちの方からアプローチをする必要性を感じて始め

た取り組みです。コロナ禍で見えにくくなっている難民の方々のニーズにしっかりと対応していきたいと考えています。これらの活動は全て、皆さまからのご支援があってはじめて実施することができました。日頃からの温かいご支援に心より感謝いたします。



▲12月は、年末年始用の支援に備えて普段以上にたくさんのお米や食料が事務所に並びました。

【この冬の支援実績】

- ・事務所や収容所等での相談件数 170 件
- ・電話での相談件数 582 件
- ・シェルター提供人数 12 人（うち1名期間内に入居）
- ・物資の郵送数 141 個（支援事業部・定住支援部の支援を含む）

【いただいたご支援*】

- ・ご寄付の総額：42,119,441 円（1,279 件）※下記を除く
 - ・古本でのご寄付（バリューボックス）：864,479 円（425 件）
- * 冬の寄付の案内開始（2020年11月16日）から2021年2月28日まで

いただいたご寄付は、難民の方々への直接支援のほか、政策提言や広報活動を含む、当会の事業全体の支えとなっています。

冬の支援の現場から

・厳しさが増す就労支援

何とか就職し、やっと生計をたてる見通しがたった難民の方々は、その矢先コロナ禍の影響で就職先が休業状態になるなど、再び不安な生活を強いられています。昨年12月の時点で、新規求職中・転職希望の方を含め120名を超える方から相談を受けました。紛争や迫害から逃れてきた難民の方々は、日本で生活ができなくなっても、母国に帰るといった選択肢はありません。厳しい状況が続く中、JARでは、コロナ禍でも継続的に難民を雇用してくださる企業との雇用拡大に向けた協働など、就労支援を粘り強く行っています。その結果、就職に繋がったケースもありますが、まだまだ多くの難民の方が求職活動中です。求職機会を拡げるため様々な企業へ相談し、就職率を向上させるため、面接の場にスタッフがオンラインで同席、より分かりやすい履歴書作成のための支援を行っています。「私は就職が決まり、同僚のスタッフともうまくいっていて、今、とても幸せです。一生ここで働きたい」スタッフが面接まで同席し、無事に採用が決まった方からのメッセージです。しかし、日本の厳しい難民認定制度の下では、この方のように仕事が決まり前向きに働いていても、その後に難民申請の結果が不認定となるなど、在留資格を失うことが多い事実もまた難民の方々に重くのしかかっています。

・コロナ禍でも地域の病院と協力し、実施したインフルエンザ予防接種

難民の家族が多く暮らす地域の病院に協力いただき、今年も子どもたちのインフルエンザの予防接種ができました。過去に地域で子どもたちのインフルエンザが重症化したことが何度もあり、毎年地域の病院にご協力いただいています。今年はコロナの影響で中止とせざるを得ないかと思いましたが、病院との打ち合わせを重ねて、何度も現場に行き、感染予防の動線の予行練習など万全の準備で臨みました。このような時期にも関わらず予防接種の取り組みを継続して下さった病院の皆さまに心から感謝しています！

難民の保護や処遇の悪化につながる入管法改正案を閣議決定

2月19日、政府は入管法の一部を改正する法案を閣議決定しました。法案には日本に逃れた難民の保護や処遇の悪化につながる内容が多く含まれており、強く懸念しています。なかでもJARが特に懸念しているのが、難民申請者を迫害の危険のある国へ送り返すことにつながる改定です。

Q. 難民の送還について、どのような内容に改定されようとしている？

日本は難民条約に加入しており、日本に逃れてきた難民の保護を約束しています。条約は難民を迫害の危険のある国へ送り返してはならないと定めており（ノン・ルフールマン原則）、難民かどうか審査中の難民申請者も含めて、送還は禁止されています。現在の日本の法律（入管法）でも禁止されています。

しかし、今回の法案が通れば、難民申請が3回目の人（難民申請が2度却下され、改めて訴えている人）を手続きの途中でも送り返すことが可能になります。これまで、帰国すれば身に危険が及ぶとして難民申請中の人は、何回目の申請かに関わらず強制送還は保留され、日本で生きながらえることは許されてきましたが、出身国へ送り返されてしまうこととなります。

Q. 難民申請が2回却下された人を送り返すことがなぜ問題？

日本の難民認定制度には、難民認定の基準や審査の透明性など問題が多く、難民として保護されるべき人も日本では難民不認定となっているからです。国連などからも何度も改善を求められています。また、2014年に第6次出入国管理政策懇談会「難民認定制度に関する専門部会」が発表した提言のうち、難民保護に資する提言の多くは実施されていません。これらの指摘に応えず送還を促進すれば、難民が迫害や重大な危害を受けるおそれのある出身国に送還される可能性がさらに高まります。

難民の送還ではなく保護を

Twitterで法案への懸念をつぶやいてください！

世論の関心が見えなければ、法案は十分な議論もされずに通ってしまいます。JARはハッシュタグ「# 難民の送還ではなく保護」に皆さまの声を集めるキャンペーンを実施しています。国会での審議（4月中旬頃の見込み）までに、ハッシュタグのついたつぶやきを各党の国会議員へ報告し、法改定に反対の声があることを国会に届けます。庇護を求めてきた難民を、適切な審査もなく迫害の待つ地へ送り返す国にしないために。声をあげられるのは日本で暮らす私たちです。

法案へのJARの意見書はこちら（送還以外の3点についてもまとめています）⇒



《勝訴判決》～ 難民申請者の裁判を受ける権利 ～

日本で難民不認定の結果が出た翌日に、司法審査の機会を与えられずに強制送還された男性が国に損害賠償を求めた訴訟で、名古屋高裁が1月14日、一審判決を変更し賠償額を増額しました。一審判決では、名古屋入管の職員が男性に「送還後も訴訟ができる」と虚偽の説明をしたことを違法としていましたが、今回裁判長は「棄却告知後、送還まで第三者との連絡を認めなかったなどの入管職員の行為は、男性が司法審査を受ける機会を実質的に奪った」ことを指摘し、慰謝料

入管の審査で難民不認定とされ、その結果の取り消しを求める裁判で勝訴し、3回目の難民申請でようやく難民として認定された人も過去にいます。2010年から2018年に難民認定された212人のうち19人、難民として認められなかったもの的人道的な配慮から在留を認められた1,245人のうち384人は、いずれも複数回申請を行っています。このように審査が不適切なため難民認定されず、やむを得ず複数回申請せざるを得ない人が多くいる現状でこの法案が通れば、送還が命に関わるような危険のある人も送り返すことにつながります。



▲諸外国と比べても異常に低い日本の難民認定率（2019年）

など44万円が相当としました。

日本の難民認定制度は、一次審査も、再審査を求める審査請求も入管庁によりおこなわれ、第三者機関による審査を受けるには、難民不認定の取消を求める裁判を起すほかありません。今回の判決は、その権利さえも奪う入管庁の行きすぎた裁量に歯止めをかける意義のあるものです。この判決も踏まえて、難民申請者の手続き中の送還を可能にする法改定が見直されることを願います。

日本国内のキリシタン迫害の歴史 ウェブマガジン『ニッポン複雑紀行』で公開中

JARが運営するウェブマガジン『ニッポン複雑紀行』で、かつて日本国内で熾烈な迫害を受けたキリシタンの歴史をテーマとした記事を公開し、大きな反響をいただきました。

多くのキリシタンたちは江戸後期の18世紀末、迫害を逃れて現在の長崎県・五島の島々に渡りました。今でいえば「難民」となる経験です。インタビューさせていただいた子孫のペトロ尾上勇さんは現在90歳で、江戸・明治時代生まれの犠牲者たちの姿や話を直接見聞きしている最後の世代。彼自身もつい20、30年前まで日常の中で差別を経験してきたといいます。戦中・戦後の経験、海を介した隣国の人々とのつながり、信仰を守り抜いた先祖をようやく供養できたときのこと…。尾上さんの記憶から浮かび上がる五島と潜伏キリシタンの歴史をぜひ、ご一読ください。



◆『迫害を逃れて海を渡った。長崎・五島、潜伏キリシタン移民の子孫が語り継ぐ差別、戦争、信仰の記憶』
著・写真 田川基成（写真家）



スタッフ紹介 | JAR STAFF

難民支援協会では現在約30名のスタッフが、日々事務所に訪れる難民の方々を支えています。
難民問題に関心を持つきっかけはそれぞれ。支援に携わるスタッフを不定期でご紹介します！

田多 晋 支援事業部



学生時代に文化人類学を専攻し、日本におけるアジア女性の売買春問題・人身取引問題を知りました。日本にいる外国人を支援したいと思い、法科大学院修了後2011年にJARの法的支援スタッフに入職しました。現在は、弁護士や法律事務所と連携して難民への法的な支援を行なっています。

難民の方の個別カウンセリングには特有の難しさがあり、時には語るのも辛いような話や解決しようのない話を聞かなければなりません。言葉の問題もありますが、そもそも文化的な背景が全く異なるので、意思疎通はかなり大変です。相手が話して良かったと思えるようなポジティブな話の終わり方にも気をつけています。

現在の日本では、難民申請の結果が出るまで10年近くかかるケースもあります。長く関わることで初めて得られる信頼関係があり、「田多さんと話したい」と訪ねてきてくれる人がいることが、この仕事の大きなやりがいとなっています。難民支援の世界では全てのケースが最善の結果となる訳ではありませんが、正確な情報を提供して本人が望む選択に繋げることが大切だと考えています。

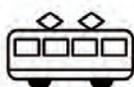
『新型コロナウイルスに関して』

JARでは、新型コロナウイルスに関して感染拡大を防止するため、支援している難民の方々に必要な情報を発信するとともに、スタッフにリモートワークを導入するなどの対応をとっています。できる限り難民の方々への支援を維持するように工夫を進めていますが、支援者の方々への対応を含め、業務に影響が出る可能性があります。あらかじめご了承ください。

毎月のご支援が難民の命と未来を支えます

難民スペシャルサポーター募集中

1,500円 あれば、



難民申請手続きのための
交通費を支払えます

3,000円 あれば、



路上生活に耐えている難民が
宿で一泊休むことができます

5,000円 あれば、



成田空港に向き、とどめ
置かれた難民に面会できます

ご支援はこちら

www.refugee.or.jp/kifu

Tel: 03-5379-6001 (広報部まで)

※ご寄付は、税控除の対象となります。